	三　企業の調査事業所のうち次に掲げるもの イ　次に掲げる全ての要件に該当するもの (1)　本所となる調査事業所又は支所となる調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (2)　指定事業所でないこと。 (3)　支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (4)　従業者数が三十人未満である企業の調査事業所として調査用名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。 (5)　同一の市（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に全ての調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。 (6)　個人の経営に係る調査事業所でないこと。 ロ　次に掲げる全ての要件に該当するもの (1)　本所となる調査事業所のみを有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。	産業大臣の定める地域をいう。以下同じ。）においては総務大臣及び経済産業大臣）	総務大臣及び経済産業大臣	三の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所として調査用名簿に記載されている調査事業所に識別符号を記載した書類又は調査票を送付すること。	総務大臣及び経済産業大臣又は市長（特別区の長を含む。以下同じ。）	総務大臣及び経済産業大臣が三の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所として調査用名簿に記載されている調査事業所の事業主の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて識別符号を用いて送信された調査事項に係る情報を総務大臣及び経済産業大臣の使用に係る電子計算機において受信すること又は同欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所から市長が調査票を回収すること。	臣）にあっては調査票を取集すること、市町村長にあっては調査票を回収すること。
	二　企業の調査事業所のうち次に掲げる全ての要件に該当するもの イ　本所となる調査事業所又は支所となる調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 ロ　指定企業の調査事業所でないこと。 ハ　支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 ニ　従業者数が三十人未満である企業の調査事業所として事前名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。 ホ　同一の市（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に全ての調査事業所を有する企業の調査事業所として事前名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。 ヘ　前項第一欄ハに掲げる調査事業所でないこと。	総務大臣及び経済産業大臣	二の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所として調査用名簿に記載されている調査事業所に調査票を送付すること。	市長（特別区の長を含む。以下同じ。）	二の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所から調査票を回収すること。	
	三　企業の調査事業所のうち次に掲げる全ての要件に該当するもの イ　本所となる調査事業所のみを有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 ロ　指定企業の調査事業所でないこと。	総務大臣及び経済産業大臣	三の項第一欄に掲げる調査事業所に調査票を送付すること。	市長	三の項第一欄に掲げる調査事業所から調査票を回収すること。	